

第2期香美市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



平成30年度～平成34(2022)年度

地域福祉とは？

“地域福祉”とは、「香美市に住む誰もが、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助けあい・支えあいの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

「地域福祉計画」は、平成12年6月に「社会福祉事業法」から改正された「社会福祉法」の第107条の規定を受けて策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めたものです。

「地域福祉活動計画」は、同法第109条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって策定する、地域住民や福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

計画の基本理念

つながり、集まり、
支えあうまち香美市



人と人との「つながり」が薄れつつある昨今、誰もが地域社会において孤立することなく、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が地域の一員であることを認識し、「つながり」の重要性を実感することで、お互いに思いやりの心を持って暮らしていくことが重要になります。

また、特定の人が特定の人を支えるという一方向の関係ではなく、お互いに「支えあう」双方向の関係を地域で築き、その関係性を深めていくことが大切です。

このような地域社会実現のため、第1期計画で掲げた基本理念『つながり、集まり、支えあうまち香美市』を本計画においても踏襲し、誰もが住みなれた地域で、いきいきと暮らしていけるよう、さらなる地域福祉の推進を目指します。

1 計画策定の背景

近年、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化等から、地域における人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会を背景に、虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といったさまざまな社会課題や生活課題が発生しています。

これらの課題に対して、福祉施策の創設・改正による、さまざまな公的サービス(制度)が提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人等もあり、多様化するすべての課題を同時に解決することは困難な状況となっています。

そのために、地域の人と人をつなぐを大切に、他人を思いやり、誰もが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが求められています。

2 地域福祉の展開

計画の重要施策



施策の中でも特に力点を置く3つの重要施策

- 重点施策1: 福祉意識の醸成
- 重点施策2: 集いの場づくり
- 重点施策3: 安全に暮らせる地域づくり

計画の推進

基本目標1 /

みんなで気づき、学びあえるまちづくり

子どもの頃から地域福祉に関心を持たせる教育が大切である【団体アンケート】

施設や団体等をつなぐコーディネーターがいてほしい【グループインタビュー】

基本目標は市民の声をもとに設定しました

多くの人が地域福祉活動の担い手に進んでくれるよう、そのきっかけづくりを推進します



(1) 福祉意識の醸成【重点施策】

地域福祉や地域活動の情報を的確に発信するとともに、地域行事の活性化を図ることで、地域への関心を高め、福祉意識の醸成を図ります。

【具体的な取り組み】

- 地域福祉の周知・啓発
- 福祉に関する行事の活性化

(2) 福祉教育の推進

福祉や人権に関する講座や講習会等を開催するとともに、市や地域の学校教育における福祉の学習や体験を推進し、次代を担う子どもたちの福祉への理解と地域への愛着を高めます。

【具体的な取り組み】

- 生涯学習における福祉教育の推進
- 教育現場における福祉学習の推進

(3) 地域福祉を支える担い手の育成

ボランティア等の活動情報や募集情報を広く周知するとともに、ボランティアが活躍できる場や機会の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ボランティア等の情報の周知
- ボランティア等の育成

基本目標2 /

みんなであつながり、支えあえるまちづくり



今後近所で安否確認の声掛けをしてもいいと回答した人が約5割【市民アンケート】

地域で集まる場所がない。話しあいの場所がほしい【地区座談会】

人と人とのつながりづくりのために、地域住民が気軽に交流できる場や機会の創出を図ります

(1) 集いの場づくり【重点施策】

誰もが気軽に参加でき、意見交換ができる集まりの場や機会の拡充を図るとともに、住民の参加を推進し、呼びかけます。

【具体的な取り組み】

- 集いの場の拡充
- 公民館等の活用の促進

(2) 地域のネットワークづくり

地域における見守り体制をより強化するため、分野ごとの活動の連携を図り、支えあいのネットワーク構築に努めます。

【具体的な取り組み】

- 支援を要する人の見守り体制の充実
- 専門の相談機関とのネットワークの強化

(3) 関係団体の活動支援

地域福祉に取り組んでいる関係団体の活動がより活性化し、一層の活躍ができるよう支援するとともに、関係団体同士の情報共有、連携が図れるよう、場や機会の提供に努めます。

【具体的な取り組み】

- 地域組織や関係団体等の活動の支援
- 地域組織や関係団体等の連携の支援

基本目標3 /

みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり



南海地震等の災害時の隣近所の助けあいが必要【地区座談会】

住民同士で情報を共有しあえば、香美市に対する愛情も深まると思う【グループインタビュー】

誰もが自分の住む地域で安心して暮らすことができるよう地域の防災・減災及び防犯力を高めるとともに、支援を要する人が適切なサービスを受けられるよう体制づくりに努めます

(1) 安全に暮らせる地域づくり【重点施策】

地域の防災・減災、防犯機能の強化を図るとともに、災害等の緊急時に安全に避難できる体制づくりや災害ボランティア活動の推進に努めます。

【具体的な取り組み】

- 防災・減災に関する取り組みの充実
- 要配慮者台帳の整備と支援体制の構築
- 防犯等に関する取り組みの充実

(2) 福祉サービス利用の支援

支援を必要とする人が、必要な福祉サービスを円滑に受けられるように、相談先やサービス内容に関するわかりやすい情報提供に努め、サービスの適切な利用を促進します。

【具体的な取り組み】

- 支援が必要な人に情報を届ける仕組みづくり
- 相談窓口の充実

(3) 連携・協働の推進

市や社会福祉協議会、関係団体等が相互に連携を図り、一丸となって地域福祉を推進できる体制の強化に努めます。

【具体的な取り組み】

- 市と社会福祉協議会による協働の推進
- 地域住民との連携・協働の推進

(4) 自立支援の促進

生活困窮者が自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、認知症や障害等の理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、成年後見制度等を円滑に利用できるよう支援します。また、虐待等の人権侵害に関して早期発見に努め、適切な対応を推進します。

【具体的な取り組み】

- 生活困窮者対策の強化
- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の推進
- 人権侵害への対応の推進

3 計画の概要



市と社会福祉協議会による一体的な計画策定

地域福祉を推進するためには、市及び社会福祉協議会、地域住民、福祉活動団体等が一丸となり、連携して包括的に取り組むことが必要です。

市及び社会福祉協議会が策定する「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強しあう関係にあります。そこで、両計画を一体的な計画として策定することにより、地域福祉の課題に対する市の役割と社会福祉協議会の役割を整理するとともに、同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組みます。

見直しの必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、見直しを行います。

本計画の期間

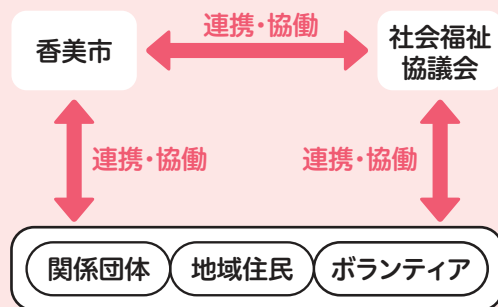
H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	H36(2024)	H37(2025)
計画策定	第2期香美市地域福祉計画(本計画)							
					計画策定	次期計画		

計画の推進に向けて

地域福祉活動の主役は、地域で生活をしている住民一人ひとりです。地域で支え、助けあえる地域社会を実現させていくためには、市や社会福祉協議会だけの取り組みでは不十分であり、地域住民との連携が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉課題やニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係団体等が地域福祉の重要な担い手になっていく必要があります。市民、関係団体、市、社会福祉協議会等の役割分担と連携のもと、協働により計画を推進していく体制を整備します。

計画の推進体制のイメージ



計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくために、計画の進捗状況を把握し、施策の実施状況を評価します。

また、Plan、Do、Check、ActionのPDCAサイクルに基づき、検証・評価の結果、計画変更の必要性が生じた場合には、計画期間中であっても、柔軟に計画の見直しを行うものとします。



第2期香美市地域福祉計画【概要版】

発行年月:平成30年3月

発行:香美市・香美市社会福祉協議会 編集:香美市福祉事務所 社会福祉班
〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1 TEL:0887-53-3117 FAX:0887-53-1094

計画の詳細は市ホームページで公表している他、市窓口で閲覧することができます。

